

一般事業主行動計画

株式会社前山

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月1日 ～ 令和9年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を1人当たり60%以上とする。

<対策>

- 令和5年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和5年10月～ 勤怠システムの導入による有休取得状況の見える化
- 令和6年1月～ 年次有給休暇の時間単位付与の導入

目標2： 男性の育児休業取得を促進する。対象者が出た場合、できる限り取得するようにする。

<対策>

- 令和5年1月～ 育児休業取得の現状を把握
- 令和5年4月～ 相談窓口（総務）の設置、社内周知
- 令和5年8月～ 社内会議や対象者への都度説明などによる制度の社内周知